NEWS RELEASE

報道関係者各位



2018年10月24日 株式会社コメ兵

賢くモノを手放す人の"ついで売り"需要が拡大?! 古物営業法の一部規制緩和 身近な場所で「仮設店舗」での買取りが可能に

コメ兵が改正後初の買取イベントを「コメダ珈琲店本店」にて 10 月 28 日より開催

日本最大級のリユースデパートを展開する株式会社コメ兵(以下「KOMEHYO」)は、2018 年 10 月 28 日(日)よりコメダ珈琲店本店(所在地:名古屋市瑞穂区)にて、期間限定の買取イベントを開催いたします。これは、2018 年 10 月 24 日(水)に「古物営業法」が一部改正され、あらかじめ届出をすることによってイベント会場や商業施設などで古物の受取が可能になるという規制緩和後初のイベント開催となります。

今回の法改正はリユース市場において大きな転換点となる可能性があります。これをきっかけに、様々な場所で買取を実施することができるため、「モノを売る」ことが身近になることで、成長を続けるリユース市場がさらに拡大していくことが予想されます。一方、それに伴い、個人間取引でのトラブルやいわゆる「押し買い」といった悪質な業者による被害などの社会問題もより顕在化していくことが考えられます。

KOMEHYO ではブランドリユースのリーディングカンパニーとして、リユースの利便性や「安心」できる売買の場を店舗形態や移動車を用いた買取イベントなどを通じてご提供し、健全なリユース市場形成のための啓蒙活動を行っていきます。



仮設店舗形態での買取イベントのイメージ

■古物営業法改正の背景

内閣府の規制改革ホットラインに「古物の受取を行うことができる場所として、百貨店などにおけるイベント会場を追加してほしい」などの要望が寄せられ、現在の古物営業の在り方について問題提起がなされてきました。また、近年ではフリマアプリなどの個人間売買が浸透し、モノの往来が多様化してきたことなどが、今回の法改正の背景にあります。

同法が改正される影響として、営業制限の緩和によりあらかじめ届出をすれば、"仮設店舗"でも古物の受取が可能になっ

[本件に関する報道関係者からのお問合せ先]

株式会社コメ兵 営業企画部 長谷川、吉田

TEL: 090-5041-7603 (長谷川) / FAX:052-249-9773

Mail: press@komehyo.co.jp

PR 事務局(プラチナム内) 担当:山口、関口 TEL:03-5572-6071 / FAX:03-5572-6075

Mail: komehyopr@vectorinc.co.jp

NFWS RFI FASE

<u>た点が大きなポイントです。</u>改正前の法律では、古物商を有する事業社は「営業所(店舗)」または「相手方のご住所(お客様のご自宅)」でのみ、古物の受取が認められており、左記 2 か所以外での古物の受取は禁じられていました。今回はこの範囲が緩和され、事前に届出さえすれば、催事場やマンションのフリースペース、公共施設などのイベント会場での買取イベントが可能となりました。これにより事業社にとってはビジネスチャンスが広がります。また、店舗型のリユースショップやフリマアプリやネットオークションなどでモノを「売る」ことが一般化するなかで「店舗までもっていくことが面倒」「個人間で高額品を売るのは不安」という潜在的なニーズをお持ちの方にとっては、通勤やお買物途中で"ついでに"売る行為が日常化すると考えられます。

営業制限の見直し

古物を受け取ってよい場所に、仮設店舗を追加するとした営業制限の規制緩和です。

	古物商の営業所 (店舗)	相手方の住所 (ご自宅等)	仮設店舗 (イベントブース等)
改正前	0	0	×
改正後	0	0	0

改正前 古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の 場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物 を受け取ることができない。



改正後 古物商は、仮設店舗を設けようとする場所を管轄する公安委員会へ出店開始日の3日前までに「仮設店舗営業届出書」の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができるようになりました。

営業制限の見直しの概要

また、一方でリユース市場では、売買が一般化するにあたり「個人間取引でのトラブル」や「押し買い」などの社会問題も増加しています。今回の法改正により、リユース市場がさらに拡大し、これまで以上に売買が身近になることに伴い、これらの社会問題がより顕在化していくことが考えられます。

KOMEHYO では、ブランドリユースのリーディングカンパニーとしてお客様の安心・信頼できる買取サービスご提供の為、リユースの利便性や「安心」できる売買の場をご提供し、健全なリユース形成のための啓蒙活動を行っていきます。

[参考資料]衆議院 第196回国会 制定法律案の一覧

http://www.shuqiin.go.jp/internet/itdb housei.nsf/html/housei/19620180425021.htm

■改正後初となる買取イベントを「コメダ珈琲店本店」にて開催

開催期間:2018年10月28日(日)~11月11日(日)

※期間中、イベントは毎日実施します

イベント実施時間:9時00分~16時00分

開催場所: コメダ珈琲店本店(名古屋市瑞穂区上山町 3-13)

※コメダ珈琲店本店のみでの開催

買取品目:宝石・貴金属、時計、バッグ・サイフ

特 典:

・査定ご利用特典/コーヒーなどの対象ドリンク1杯が楽しめる「特別

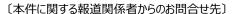
ご招待券 を 1 枚進呈

※有効期限:2018年11月末、有効店舗:コメダ珈琲店本店

・買取ご成立特典/1万円以上の買取金額のお客様には、KOMECA(コメダ珈琲店で使用可能なプリペイドカード)を進呈

※買取金額に応じて、KOMECA にポイントをチャージ

※チャージされたポイントは1ポイント1円として全国のコメダ珈琲店で使用可能



株式会社コメ兵 営業企画部 長谷川、吉田

TEL: 090-5041-7603(長谷川) / FAX:052-249-9773

Mail: press@komehyo.co.jp



買取キャラバンのイメージ

PR 事務局(プラチナム内) 担当: 山口、関口 TEL: 03-5572-6071 / FAX: 03-5572-6075 Mail: komehyopr@vectorinc.co.jp

NEWS RELEASE

詳細問合せ: 052-242-1522(KOMEHYO 名古屋本店買取センター)

■株式会社コメ兵 会社概要

会 社 名 : 株式会社コメ兵

代表者: 代表取締役社長 石原 卓児

本社所在地 : 愛知県名古屋市中区大須 3 丁目 25 番 31 号

設 立 年 月: 1979年(昭和54年)5月

資本金: 1,803百万円

U R L: http://www.komehyo.co.jp/

事業内容:

コメ兵は「リレーユース = モノは人から人へと伝承(リレー)され、有効に活用(ユース)されてこそ、その使命を全うする。」という考え方に基づき、宝石・貴金属、時計、バッグ、衣類、カメラ、楽器等幅広い商品群を取り扱う、総合型リユースストアです。

コメ兵で取り扱うリユース品は、主に自社で運営する「買取センター」にて一般のお客様からお持ち込みいただいた品物を、 専門のバイヤーが査定し仕入れた品物です。また遠方のお客様には宅配を利用した買取仕入も行っております。

これらを商品として展示・販売するまでに品質チェック及びメンテナンス等を十分に行い「確かな商品をお値打ちに販売する」体制を整えています。また品揃えの充実・割安感の演出を目的とした新品商品も販売しております。

さらにオムニチャネルを活用した「お取り寄せサービス」など、リアル店舗と Web を融合したより便利で安心なお買い物体験を提供しております。

〔本件に関する報道関係者からのお問合せ先〕

株式会社コメ兵 営業企画部 長谷川、吉田

TEL: 090-5041-7603(長谷川) / FAX:052-249-9773

Mail: press@komehyo.co.jp

PR 事務局(プラチナム内) 担当:山口、関口 TEL:03-5572-6071 / FAX:03-5572-6075

Mail: komehyopr@vectorinc.co.jp